

足利銀行 通知預金規定 新旧対照表 (2026 年 10 月 1 日 一部改定)

変更箇所のみ記載 (変更部分は赤字)

変更前	変更後	備考
【通知預金規定】 4. 証券類の受入れ (1) 小切手その他証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、またはこの預金の証書と引換えに当店で返却します。	【通知預金規定】 4. 証券類の受入れ (1) 小切手その他証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、またはこの預金の証書と引換えに当店で返却します。	

以 上